

中央労働委員会事務局
第三部会担当審査総括室
審査官 瀬野康夫
電話 03-5403-2265

**日本モーターボート競走会不当労働行為再審査事件
(中労委平成21年(不再)第13号) 命令書交付について**

**一 団交開催場所に関する合意が成立せず、結果として団交が
開催されなかった場合にも、団交拒否は成立するとされた事例 一**

組合の団交開催場所の指定(福岡市)に対し、法人は異なる場所(東京都)を指定し、結局団交は開催されなかった。法人が開催場所として労使関係が展開している場所以外の場所を指定したことに合理的理由はなく、また、当該場所での開催は組合に格別の不利益をもたらすものであるから、開催場所に組合が同意しないこと等を理由に、法人が団交に応じなかったことは不当労働行為に当たる。

中央労働委員会第三部会(部会長 赤塚信雄)は、平成22年5月10日、標記事件に係る命令書を関係当事者に交付したので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

I 当事者

- ・再審査申立人 : 財団法人日本モーターボート競走会(「法人」)(東京都港区)
従業員約1300名(平成20年4月現在)
- ・再審査被申立人 : 連合福岡ユニオン(「組合」)(福岡県福岡市)
組合員221名(平成20年4月現在)

II 事案の概要

1 平成20年4月1日、各都府県のモーターボート競走会等の解散、新設法人への一元化に伴い、(社)福岡県モーターボート競走会(「県競走会」)の傭員であった組合員(「分会員」)は、囑託として法人に雇用された。組合は、分会員の法人における労働契約等について、開催場所を福岡市内と指定して団交を申し入れたが、法人は、団交開催場所を東京都内と指定し、また、団交議題を限定し、団交は開催されなかった。

本件は、上記法人の対応が実質的な団交拒否に当たるとして、福岡県労委に救済申立てがあった事件である。

2 福岡県労委は、上記法人の対応に正当な理由は認められず団交拒否に該当するとして、法人に対し、①誠実団交応諾、②本件団交及び今後申し入れられる団交につき、開催場所に係る協議が調うまでの間、福岡市内で団交に応じること、及び③文書手交

を命じたところ、法人はこれを不服として再審査を申し立てたものである。

Ⅲ 命令の概要

1 主文（初審命令主文変更）

- (1) 本件団交について、福岡市内で開催し、誠実に対応すること
- (2) 本件命令後に団交申入れがあった場合には、団交開催の場所について、福岡市内で誠実に協議して決定すること
- (3) 文書交付（団交事項及び団交開催場所を限定したことにに関して）

2 判断の要旨

(1) 本件団交拒否の労組法7条2号該当性

ア 法人は、本件団交要求事項は、20年度労働契約の締結によりすべて解決済みであり、その証として組合は県競走会から解決金を受領している、また、そもそも団交事項たり得ないものである、さらに、団交が開催されなかったのは、組合が法人提案の開催場所を拒否したことによるものである旨主張する。

イ 本件団交事項は解決済か

(ア) 本件団交要求事項は法人の組織や就業規則の説明等を求めるものを含むほか、将来にわたる労働条件の改善にもかかわるものであり、また、労働契約が締結済みであるとしても、説明や内容の改善を求めるために団交を求めることは妨げられず、さらに、法人はこれらについて全く団交を行っておらず、県競走会が行った団交等をもって法人が団交を尽くしたと評価できる事情もない。

(イ) 県競走会が解決金支払いの前提として、法人との団交によって改善を求めることを含め一切の異議を唱えないことを求めていたような事情はなく、組合がそのような確約をした事実もない。さらに、本件団交要求事項は20年度労働契約に関するものに止まるものではない。

(ウ) 以上のとおり、本件団交要求事項が解決済みであるため団交拒否に正当な理由があるとの法人の主張は失当である。

ウ 団交議題たり得ないか

団交要求事項のうち、他の競走場の労働条件の提示については、労働条件改善のための団交の資料として活用することが可能であり、説明を求めることは労働組合として合理的な要求である。また、就業規則の交付要求については、就業規則は、労働条件等の改善を求めて行われる団交の基礎となるものであり、労働組合が団交に際して就業規則を使用者に求めることは、特段の事情がない限り、団交議題に当たる。

以上によれば、本件団交要求事項が団交議題たり得ないということはできず、団交拒否に正当な理由はない。

エ 団交開催場所

(ア) 団交の場所は、本来労使双方の合意によって定めるのが原則であるが、合意が成立しないことから使用者が交渉場所を指定し、労働組合がこれに同意しな

いため、結局団交がなされなかった場合においては、組合員の就業場所等、当該組合と使用者の労使関係が展開している場所を基本としつつも、使用者がそれ以外の場所を指定したことに合理的な理由があり、かつ、当該指定場所で団交をすることが当該組合や組合員に格別の不利益をもたらさないといえるときには、使用者が指定場所以外での団交に応じないことには正当な理由が認められうるが、これらの事情が認められないときには、他に特段の事情がない限り、使用者は正当な理由なく団交を拒否したものと解するのが相当である。

(イ) 団交場所の東京限定については、福岡市内で開催しても、法人本部から赴くことが必須ではなく、県競走会を代表して団交に当たってきた福岡所在の理事らが交渉担当者となることができ、妥結については適宜の措置をとれば足りることなどから、限定に合理的理由があるとはいえない。また、東京での団交は、福岡県内を中心に活動している組合や分会員に格別の不利益をもたらすものといえる。さらに、別組合とは東京都内で行っているとの法人の中立保持義務に関する主張は、東京に限定することを正当化する事情に当たるとはいえず、他に法人の主張を根拠付ける特段の事情も見当たらないので、組合が開催場所に同意しないことを理由に本件団交を拒否したことには、正当な理由がない。

(2) 救済利益の消滅

ア 本件団交要求事項は将来にわたる労働条件の改善を要求するものや、労働条件等の説明、資料開示を求める趣旨を含んでおり、20年度労働契約が終了し、21年度労働契約が締結されたことによってもこれらに関する団交が不要になったということとはできず、救済利益が失われたとはいえない。

イ 中間地点である大阪市内での開催や福岡市内と東京での交互開催の提案については、大阪、東京での団交開催が合理的とは認められず、組合や分会員にとって相当な負担を伴うものであるから、組合が初審命令発出後における上記提案を受け入れなかったことを不当であるということとはできず、法人が正当な理由なく本件団交を拒否している状態が解消されたとはいえないので、同提案をもって本件における救済利益が左右されるものではない。

(3) 救済の内容について

本件団交拒否は不当労働行為に該当し、団交は未だ行われていないうえ、団交開催場所にかかる法人の提案には合理的な理由がないから、本件団交を福岡市内で開催すべきことを命じ、他方、今後申し入れられた団交一般については、団交開催の場所に関する団交についてのみ福岡市内での協議を命ずることが相当である。

[参考] 初審救済申立日 平成20年5月13日(福岡県労委平成20年(不)第7号)
初審命令交付日 平成21年3月6日(労)・同月9日(使)
再審査申立日 平成21年3月16日(使)